

不利益処分の処分基準

(整理番号：121409)

令和6年3月29日作成

1. 法令名・根拠条項	① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第20条（帳簿等の備付け） ② 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第10条（帳簿の備付け）
2. 不利益処分の概要	帳簿等備置義務違反に係る指示又は注意
3. 処分基準	<p>法（上記1①）は、自動車運転代行業者に対する監督を適切に実施するため、自動車運転代行業者に対して一定の必要な帳簿等の備付けを課しており、知事は立入検査等において、不適切な対応等が認められれば、必要な指導や指示を行い、当該自動車運転代行業者の業務の適正化を図ることができる。</p> <p>備付けるとともに必要な事項を記載しておかなければならない帳簿等は、国土交通省令（上記1②）で定めるものとして苦情処理簿、従業員指導記録簿、従事者ごとの乗務記録簿、従事者名簿などがあり、その多くは当該従事者が退職等した後も一定期間保存しておく義務がある。</p> <p>したがって、営業所への立入検査等の機会において</p> <ul style="list-style-type: none">・ 備え付けるべき帳簿がない・ 帳簿はあるが必要な事項が記載されていない・ 一定期間保存しておくべき帳簿が保存されていない <p>等の場合には、違反行為となる。</p> <p>なお、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第14条（帳簿等の備付け）においても、従事者名簿、誓約書、従事者ごとの乗務記録簿、交通事故概要などの帳簿を備付けるとともに必要な事項を記載しておかなければならない旨が定められている。</p>
4. 処分を行う所属	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当G	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ